

第1章

川崎市地球温暖化対策推進基本計画の概要

川崎市は、脱炭素社会に向けた目標や具体的な取組を定めた戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を令和2（2020）年11月に策定しました。

このたび改定する川崎市地球温暖化対策推進基本計画や本計画では、脱炭素戦略を踏まえた2030年度の達成目標や脱炭素戦略をさらに加速させる取組等を位置付けています。



第1章 川崎市地球温暖化対策推進基本計画の概要

1. 2050年の将来ビジョン

基本計画では、市民・事業者の皆様が2050年の具体的な姿を思い浮かべやすいよう、脱炭素戦略（かわさきカーボンゼロチャレンジ2050（R2.11月策定））を踏まえながら、エネルギー視点、市民生活視点、交通環境視点、産業活動視点など、様々なアプローチで2050年のビジョンを具体化しています。

(図 川崎の目指す2050年のビジョン（まちの姿のイメージ）)



市民生活

- 市内の南北駅周辺では、商業・業務・住宅などの都市機能の集約等による、コンパクトで効率的な、環境に配慮したまちとなっている。
- 住宅やモビリティは、LEDや省熱率高効率器などの省エネ機器の導入や、断熱性向上・木材利用など、環境に配慮された建築物となっている。
- さらに、太陽光発電と蓄電池を備えた「ZEH・直流化」により、CO₂の発生しない住環境となっている。
- 市域の再生可能エネルギーが普及拡大し、自律分散型の地域地熱電源として活用され、VPP構造によるエネルギーの一廻り利用がされている。
- また、建築物の節電装置が導入され、開けたり閉じたりする際に消費されるとともに、通常に消費されたまちとなっている。また、オフラインでの人と社会とのつながりを促進した消費行動を実現している。
- みどりや水道によるネットワークが形成され、削減対策・燃費対策等、省資源・水資源など効率運動への適応がされた、安心して暮らせるまちとなっている。
- 市内の空き所で木材が利用され、身近に木の温もりを感じることができる都市の森が構築されている。

交通

- 電動車・燃料電池自動車の充電インフラが整備され、ZEVが一般普及したまちとなっている。
- 交通手段が「1台／1人」から「みんなで共有が当たり前の社会」に変容されており、市民・事業者が気軽にシェアリングサービスを利用できるまちとなっている。
- 公共交通機関がゼロカーボン化されたまちとなっている。
- 交通結節機能の強化やMaaSなどの新しいサービスが普及することで、公共交通の利用が更に進んだまちとなっている。

共通部分

- 社会全体がサイバー空間と繋がり、交通、生活、安全、医療など在紹的に普遍化した「デジタルトランスポーテーション」が実現した社会となっている。
- さらに、デジタル化によるエネルギー需要の効率化・省CO₂化を促進する「グリーンbyデジタル」と、デジタル機器・情報通信産業自身を含め、グリーン化する「グリーンofデジタル」が実現している。
- ヒートやメタニッシュ等の脱炭素燃料が製造され、既存インフラを活かして市内利用されている。

産業活動

- 事業者と消費者とのゼロカーボン化が進み、事業活動によって引き起こりが発生しない環境となっています。
- 市民がエシカルな製品や活動を奨励と求め、それに応じて人と社会と環境に配慮した消費活動が活性に行われている。
- 脱炭素化に配慮した製品開発やシステム開発が市内で促進されており、脱炭素なものづくりも行われている。
- カーボンニュートラル社会に貢献するグリーンファイナンス市場により、社会的課題解決に対する取組への持続的価値と投資機会が活性化している。
- 市内事業者が気候変動の報告リスクに備え、長期で安定した事業活動を図っている。

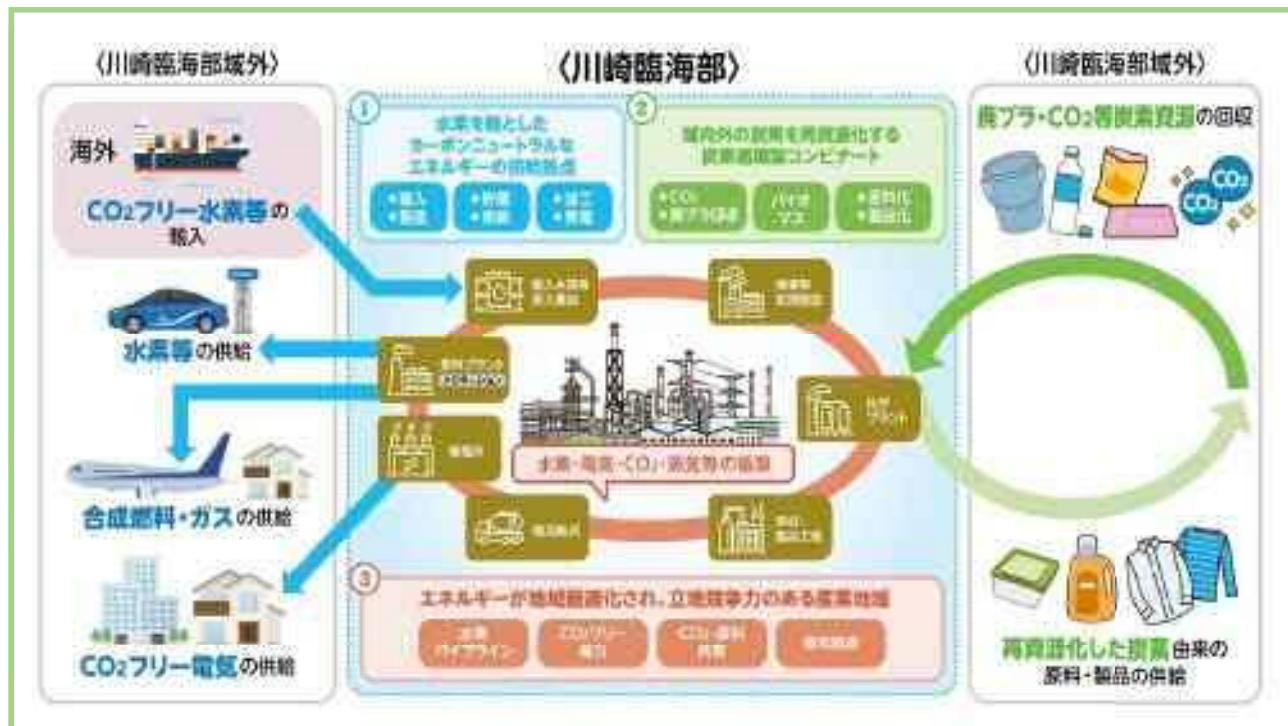
川崎臨海部

- 水素を軸としたカーボンニュートラルなエネルギー供給拠点となっている。
- 国内外の需要を貢献する資源循環型コンビナートとなっている。
- 世界最高レベルの域内エネルギークリッドワーク（水素ハイブライン、CO₂フリー電力等）を構築している。



川崎臨海部をカーボンニュートラル化しながら、産業競争力を強化するため、「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」を令和4年3月に策定しました。構想では、下図（川崎臨海部における2050年の将来像のイメージ）のとおり川崎臨海部の2050年の将来像を示しています。

(図 川崎臨海部における2050年の将来像のイメージ)



(図 2050年の川崎市の電力エネルギーの供給・調達イメージ)



2. 達成目標

2030年度の目標設定に当たり、2050年の脱炭素社会の実現という未来を先に描き、2030年度の削減目標を設定する「バックキャスティング」によるアプローチで目標を設定しました。

2050年のゴール

市域の温室効果ガス排出量の実質ゼロ※を目指す

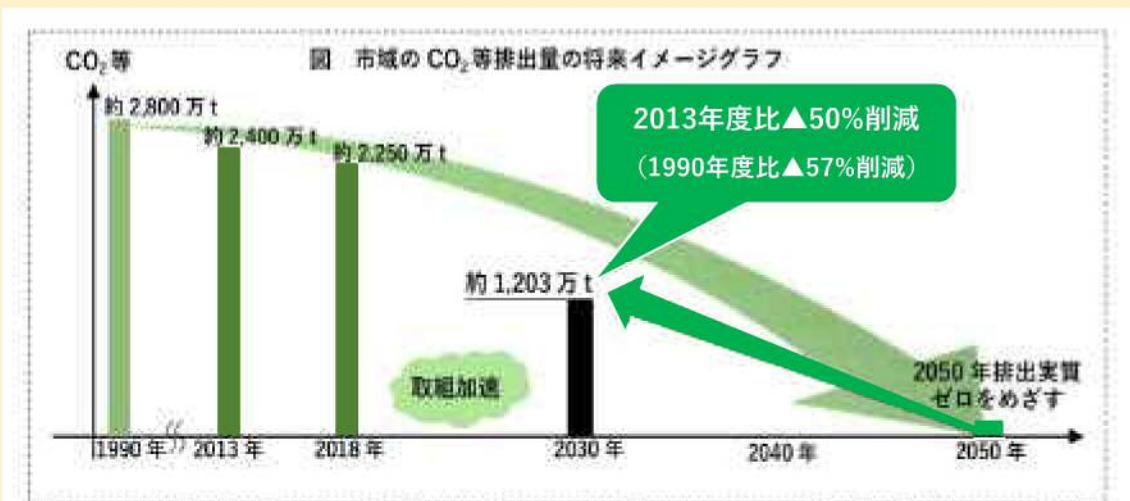
※実質ゼロとは、人為的なCO₂排出量と森林等のCO₂吸収量を差し引いてCO₂排出をゼロとみなすもの

2030年度の全体目標

市域目標

2030年度までに▲50%削減 (2013年度比) (▲1,180万t-CO₂)

※1990年度比▲57%削減 (▲1,596万t-CO₂)



2030年度の個別目標

民生系目標

2030年度までに▲45%以上削減 (2013年度比) (▲170万t-CO₂)
(民生家庭・民生業務)

産業系目標

2030年度までに▲50%以上削減 (2013年度比) (▲952万t-CO₂)
(産業・エネルギー転換・工業廃熱)

市役所目標

2030年度までに▲50%以上削減 (2013年度比) (▲21万t-CO₂)
(市公共施設全体)

2030年度の再エネ導入目標

再エネ目標

2030年度までに33万kW以上導入
(市域全体、2020年度実績20万kW)

表 2030年度の温室効果ガス排出量の全体目標及び個別目標の試算結果等

市域

項目	2013年度 実績	2019年度 実績	2030年度 目標	2013年度比 削減割合※3,4
①市域全体	2,383万t-CO ₂	2,139万t-CO ₂	1,203万t-CO ₂	▲50%
②産業系	1,787万t-CO ₂	1,593万t-CO ₂	835万t-CO ₂	▲50% 以上
③民生系※1	382万t-CO ₂	326万t-CO ₂	212万t-CO ₂	▲45% 以上

市役所

④市役所(全体)※2	41.5万t-CO ₂	40.7万t-CO ₂	20.7万t-CO ₂	▲50% 以上
・うちエネ起源	21.2万t-CO ₂	20.0万t-CO ₂	5.3万t-CO ₂	▲75%

※1 民生系は「民生家庭部門」「民生業務部門」の合計値。

※2 市役所の目標値のうち非エネルギー起源：2013年度実績20.2万t-CO₂、2019年度実績20.8万t-CO₂、2030年度目安15.4万t-CO₂、2013-2030削減目安▲24%。うち廃棄物焼却起源：2013年度実績15.9万t-CO₂、2019年度実績17.0万t-CO₂、2030年度目安12.1万t-CO₂、2013-2030削減目安▲24%。

※3 個別目標（②産業系、③民生系、④市役所全体）に係る削減割合については、端数処理等の関係により、試算結果の削減割合と若干異なる場合がある。

※4 1990年度の市域全体の温室効果ガス排出量は2,799万t-CO₂（市域全体の2030年度目標は1990年度比削減割合▲57%）

表 部門別温室効果ガス排出量の試算結果等

項目	2013年度 実績	2019年度 実績	2030年度 目標※1	2013年度比 削減割合
①産業部門※2	1,470万t-CO ₂	1,283万t-CO ₂	580万t-CO ₂	▲61%
②エネルギー転換部門※2	242万t-CO ₂	242万t-CO ₂	188万t-CO ₂	▲22%
③工業プロセス部門※2	75万t-CO ₂	68万t-CO ₂	68万t-CO ₂	▲10%
④民生家庭部門※3	214万t-CO ₂	177万t-CO ₂	116万t-CO ₂	▲46%
⑤民生業務部門※3	168万t-CO ₂	149万t-CO ₂	95万t-CO ₂	▲43%
⑥運輸部門	123万t-CO ₂	116万t-CO ₂	100万t-CO ₂	▲19%
⑦廃棄物部門	45万t-CO ₂	52万t-CO ₂	34万t-CO ₂	▲24%
CO ₂ 合計	2,337万t-CO ₂	2,087万t-CO ₂	1,181万t-CO ₂	▲49%
⑧その他 温室効果ガス	46万t-CO ₂	53万t-CO ₂	22万t-CO ₂	▲52%
温室効果ガス合計	2,383万t-CO ₂	2,139万t-CO ₂	1,203万t-CO ₂	▲50%

※1 各部門の2030年度目標は、国の最新動向や各種文献等を参考にしつつ、川崎市環境審議会の意見も踏まえながら設定。

正確な将来予測は困難であることから、本計画では、2030年度の各部門ごとの数値を「目標」とし、将来予測のズレの影響を抑えるために複数部門を統合した個別目標を「目標」として設定。

※2 産業系：①産業部門+②エネルギー転換部門+③工業プロセス部門

※3 民生系：④民生家庭部門+⑤民生業務部門

3. 基本理念・基本的方向

基本理念

『将来世代にわたって安心に暮らせる脱炭素なまちづくり』と
『環境と経済の好循環による持続可能で力強い産業づくり』に挑戦

基本的方向

I 市民・事業者などあらゆる主体が脱炭素化に取り組んでいるまち

環境配慮行動の実践 環境配慮製品・サービスのニーズの劇的増加
脱炭素化のムーブメントを創出、拠点駅周辺への都市機能の集約、国産木材利用



II グリーンイノベーションで世界の脱炭素化に貢献するまち

環境技術を活かした製品・サービス、エネルギーを市域内外に供給
国内外の革新技術の利用、日本で最も脱炭素化に貢献している都市



III 再生可能エネルギーを最大活用しエネルギー最適化しているまち

再生可能エネルギーの普及拡大 DRやVPPの構築によるエネルギーの最適利用
マイクログリッドの構築によるレジリエンス強化 グリーン電力の普及促進



IV 地球にやさしい交通環境が整備されたまち

交通の低炭素化 公共交通機関の利用促進
シェアリングサービスや次世代自動車等の普及促進 身近な自転車の活用推進



V 市役所が自ら率先して脱炭素化にチャレンジしているまち

公共施設の省エネ化と再エネ化の取組により市域のCO₂排出量の削減を牽引
市民・事業者の取組の模範となり、環境配慮製品・サービスのニーズ拡大



VI 脱炭素化に向けた資源循環に取り組んでいるまち

資源循環の取組を推進（2Rに重点） 廃棄物の適正処理 プラスチック資源循環
バイオマス資源の活用促進 廃棄物発電など熱エネルギーの最大限活用



VII 気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち

治水・水害対策、熱中症対策、感染症対策、暑熱対策などの気候変動適応策
気候変動に関する科学的な情報の収集・提供



VIII 多様なみどりが市民をつなぐまち

緑地の保全、緑化の推進、公園緑地の整備、水辺空間の活用等を推進
緑と水のネットワークを形成 ヒートアイランド現象の緩和 防災・減災



4. 施策（施策体系）



参考（脱炭素戦略における取組の柱）

戦略第Ⅰの柱：市民・事業者などあらゆる主体の参加と協働により気候変動の緩和と適応に取り組む**戦略第Ⅱの柱**：川崎市自らが率先して行動を示す**戦略第Ⅲの柱**：環境技術・環境産業の集積等の強みを最大限に活かし川崎発のグリーンイノベーションを推進する

施策No.

40の施策

1	ア	ライフスタイルの変革に向けた行動変容・デジタル化の推進
2	イ	開発事業における低炭素・脱炭素なまちづくりの促進
3	ウ	民生部門における建築物等の再エネ・省エネ化の推進
4	エ	中小企業支援の取組推進
5	オ	グリーンファイナンス・投資促進の取組推進
6	カ	環境学習・普及啓発の推進
7	キ	国産木材の利用促進

8	ア	臨海部エリアのカーボンニュートラルに向けた取組推進
9	イ	改正地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進区域の指定の検討
10	ウ	事業者の新たな評価・支援制度の構築による脱炭素化の取組促進
11	エ	グリーンイノベーション推進に向けた機能強化及び国際貢献の推進
12	オ	グリーンファイナンス・投資促進の取組推進（再掲）

13	ア	脱炭素先行地域づくりの取組推進
14	イ	再生可能エネルギーの利用拡大及びエネルギー・マネジメントなどスマートエネルギーの取組推進
15	ウ	市域の再生可能エネルギー普及促進

16	ア	交通利便性の高い都市機能の構築や地球にやさしい交通ネットワーク整備の推進
17	イ	次世代自動車等の普及促進
18	ウ	船舶への取組推進
19	エ	公用乗用自動車等への次世代自動車の導入の加速化

20	ア	全ての市公共施設への再生可能エネルギー電力の導入
21	イ	市公共施設の再エネ・省エネ・環境配慮の徹底
22	ウ	プラスチック資源循環施策の強化・拡充
23	エ	下水汚泥処理設備の改良等
24	オ	公用乗用自動車等への次世代自動車の導入の加速化（再掲）
25	カ	港湾・物流活動のCO ₂ 削減に向けた取組の推進
26	キ	府内デジタル化の取組推進（部分再掲）

27	ア	ごみの減量化・資源化に向けた取組の推進
28	イ	プラスチック資源循環施策の強化・拡充（部分再掲）
29	ウ	廃棄物処理に伴うエネルギー資源の効果的な活用

30	ア	将来起こり得る自然災害への対応の計画的な推進
31	イ	日常的に起こり得る気候変動リスクへの対応及び市民・事業者への気候変動適応に向けた情報発信の強化
32	ウ	熱中症対策の推進
33	エ	感染症対策等の推進
34	オ	暑熱対策（ヒートアイランド対策含む）の推進
35	カ	気候変動に関する観測・分析、調査研究等の推進
36	キ	災害に対するレジリエンス向上等に向けた再生可能エネルギーの導入及び蓄電池の利活用の促進

37	ア	全国都市緑化かわさきフェアを契機としたみどりのまちづくりに向けた取組の推進
38	イ	樹林地・農地の保全と緑化の推進
39	ウ	公園緑地の整備の推進
40	エ	水辺空間の活用の推進

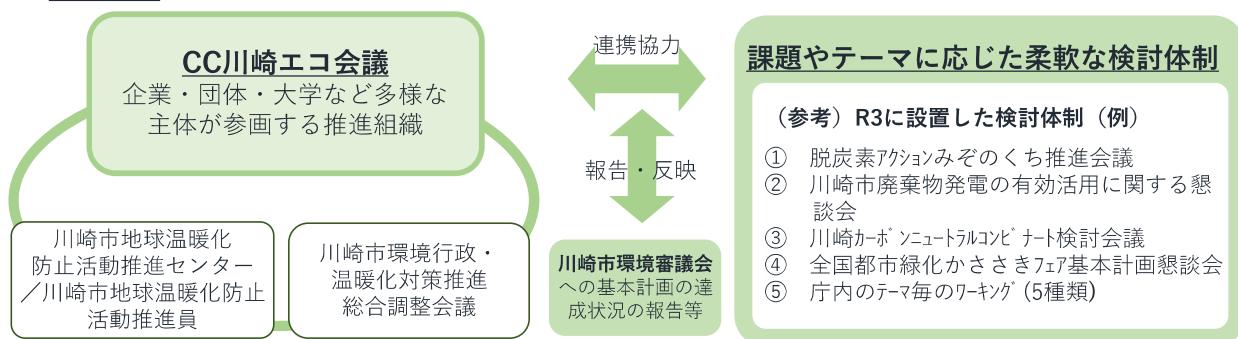
5. 基本計画の推進体制及び進行管理

(1) 基本計画の推進体制

基本計画は、官民による取組の一層の充実を図るため、「CC川崎エコ会議」を中心とした推進体制を強化・拡充していきます。

また、重点事業（5大プロジェクト）等の新たな取組を進めていく際には、課題やテーマ、関係者（府内・市民・事業者・大学等）に応じて、検討ワーキングや、プロジェクト、コンソーシアム等を取組内容に合わせて設置し、柔軟な体制で市民・企業とともに取組を進め、「CC川崎エコ会議」を中心とした推進体制（プラットフォーム）のもと、さらなるチャレンジに繋げていきます。

推進体制



(2) 基本計画の進行管理

基本計画及び実施計画に基づく取組の推進にあたっては、基本計画に定める達成目標及び実施計画に定める成果指標等について、PDCA（Plan Do Check Action）サイクルを基本とした進行管理を行います。

また、条例第6条第8項に基づき、市民及び学識経験者等から構成される環境審議会に、基本計画の達成状況等について報告を行うため、毎年度、温室効果ガス排出量の状況をはじめとした取組状況を年次報告書として取りまとめ、環境審議会に報告するとともに、環境審議会からの意見を聴取しながら進行管理を行います。

(3) 基本計画の実行性を高めるアプローチ

計画の実行性を高めるアプローチとして、「国との協調」「市域を超えた広域連携」「グリーン・リカバリー」など、多角的な視点で対応していきます。